

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則

(平成16年10月15日組合格則第14号)

改正 平成19年 3月26日組合格則第1号
平成28年 4月 1日組合格則第7号
令和 6年 4月 1日組合格則第1号
令和 7年 3月21日組合格則第1号

(目的)

第1条 この規則は、市町村消防団員等公務災害補償条例（平成16年組合格則第5号、以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の発生報告)

第2条 熊本縣市町村総合事務組合（以下「組合」という。）規約第3条第2号から第6号までに掲げる事務を共同処理する団体の長（以下「市町村長」という。）は、非常勤消防団員等に公務上と認められる災害事由が発生したときは、すみやかに消防団員等災害発生報告書（別記様式第19号）を組合長に提出しなければならない。

(認定及び通知)

第3条 組合長は、前条の報告を受理したときは、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、その認定の結果を市町村長を経て、消防団員等に通知しなければならない。

(損害補償費の請求)

第4条 損害補償を受ける権利を有する者が、条例による損害補償費を請求するときは、損害補償費支払請求書（別記様式第1号）に、損害補償の種類に応じ、次の各号に掲げる書類を添付し、市町村長を経て、組合長に提出しなければならない。

(1) 療養補償

療養補償費内訳書 (別記様式第4号)

(2) 休業補償

休業補償費内訳書 (別記様式第5号)

(3) 傷病補償年金

ア 傷病補償年金内訳書 (別記様式第6号)

イ 傷病補償年金変更内訳書 (別記様式第6号の2)

(4) 障害補償

ア 障害補償費内訳書 (別記様式第7号)

イ 障害補償費変更内訳書 (別記様式第7号の2)

(5) 介護補償

介護補償費内訳書 (別記様式第7号の3)

(6) 遺族補償

遺族補償費内訳書 (別記様式第8号)

(7) 葬祭補償

葬祭補償費内訳書 (別記様式第9号)

(8) 未支給の損害補償

損害補償費内訳書 (別記様式第10号)

2 次の各号に掲げる場合においては、前項に規定する添付書類のうち、当該各号に定める書類は省略することができる。

- (1) 同一の事故又は疾病について2回以上支払を請求する場合 第2回以降の支払請求書に係る添付書類のうち第1回の支払請求書に係るものと同一のもの
- (2) 同一の事故又は疾病について同一の期間における療養補償費及び休業補償費を請求する場合 いずれか一方の内訳書に係る添付書類のうち他方の内訳書に係るものと同一のもの
- (3) 同一の事故又は疾病について同一の期間中に2以上の療養機関において療養を受けたことにより当該同一の期間における2以上の療養補償費を請求する場合 いずれか一方の内訳書に係る添付書類のうち他方の内訳書に係るものと同一のもの
- (4) 傷病補償年金又は障害補償費を請求する場合 同一の事故又は疾病についての療養補償費内訳書又は休業補償費内訳書に係るものと同一のもの
- (5) 介護補償費を請求する場合 傷病補償年金内訳書又は障害補償費内訳書に係るものと同一のもの
- (6) 遺族補償費及び葬祭補償費を請求する場合 いずれか一方の内訳書に係るものと同一のもの又は同一の事故若しくは疾病についての療養補償費内訳書若しくは休業補償費内訳書に係るものと同一のもの

(療養の現状報告書)

第5条 療養補償に係る療養の開始後1年6月を経過した日において当該負傷又は疾病が治っていない者は、市町村長を経て、同日後1月以内に、療養の現状報告書(別記様式第14号)により、組合長に報告しなければならない。

2 組合長は、必要の都度、前項の報告を求めることができる。

(休業補償を行わない場合)

第6条 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。

- (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合
- (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、收容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に收容されている場合

(傷病等級)

第7条 条例第8条の2第1項第2号に規定する規則で定める傷病等級は、別表第1のとおりとする。

(障害等級に該当する障害)

第8条 条例第9条第2項に規定する各障害等級に該当する障害は、別表第2に定めるところによる。

2 別表第2に掲げられていない障害であつて、同表に掲げる各障害等級に該当する障害に相当すると認められるものは、同表に掲げられている当該障害等級に該当する傷害とする。

(介護補償に係る障害)

第9条 条例第9条の2第1項の規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第3に定める障害とする。

(介護補償に要する金額)

第10条 条例第9条の2第1項の規則で定める金額は、別表第4の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

(身体障害者療護施設に準ずる施設)

第11条 条例第9条の2第1項第2号に規定する施設として規則で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる施設とする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (2) 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第39条に規定する施設(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設に限る。)

(特定障害状態)

第12条 条例第11条第1項第4号の規則で定める障害の状態は、別表第2に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能又は精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある状態とする。

(年金決定通知書)

第13条 組合長は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支払の決定を行ったときは、市町村長を経て、当該年金の受給権者に、年金決定通知書(別記様式第13号の3)を送付するものとする。

2 組合長は、前項の規定により年金決定通知書を送付した後に、当該年金の額の改定を行ったときは、市町村長を経て、当該年金の受給権者に、改定後の年金額を記載した年金決定通知書を新たに送付するものとする。

(年金定期報告書)

第14条 毎年2月1日において、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の受給権者である者は、毎年1回、2月1日から同月末日までの間に、傷病補償年金定期報告書(別記様式第14号の2)、障害補償年金定期報告書(別記様式第15号)又は遺族補償年金定期報告書(別記様式第15号の2)を市町村長を経て、組合長に提出しなければならない。ただし、組合長があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(年金に関する異動報告書)

第15条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の受給権者である者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、別記様式第16号による年金に関する異動報告書を市町村長を経て、組合長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 傷病補償年金の受給権者の障害の程度に変更があったとき。
- (3) 障害補償年金の受給権者の障害の程度に変更があったとき。
- (4) 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者が死亡したとき。
- (5) 条例第13条第1項の規定により遺族補償年金を受ける権利が消滅したとき。

- (6) 遺族補償年金の受給権者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じたとき。
- (7) 条例第12条第4項第1号又は第2号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (8) 条例第14条の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又はその停止が解除される事由が生じたとき。
- (9) 同一の事由により支給されていた他の法律による年金の支給額に変更があったとき。

(支払原簿及び支払記録簿)

第16条 組合は障害補償年金の受給権者または遺族補償年金の受給権者ごとに支払原簿及び支払記録簿を備え所要の事項を記載して整理するものとする。

(損害補償費の端数処理)

第17条 損害補償費算出上の端数処理は、各補償費毎に円を単位とし、円未満については切捨てるものとする。

(定数の報告)

第18条 市町村長は、毎年10月1日現在における当該市町村の条例で、非常勤消防団員の定員を知るに足る部分の写を10月末日までに組合長に提出しなければならない。

(委任)

第19条 この規則に規定するもののほか、必要な事項は組合長がそのつど定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 平成18年4月1日からこの規則の施行の日の属する月の末日までに支給すべき事由が生じた障害補償及び遺族補償に係る別表第2の規定の適用については、当該支給すべき事由が脾臓又は一側の腎臓を失ったものである場合（同表の7級の項第5号に該当する障害があるときを除く。）には、同表の8級の項に相当する障害があるものとする。

2 平成18年4月1日からこの規則の施行の日までに、市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（平成19年組合条例第3号）による改正前の市町村消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて傷病補償年金、障害補償、介護補償又は遺族補償（以下「傷病補償年金等」という。）を支給された者で改正後の市町村消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）及びこの規則の規定による傷病補償年金等を受けることとなるものについては、旧条例の規定に基づいて支給された傷病補償年金等は、それぞれ新条例及びこの規則の規定による傷病補償年金等の内払とみなす。

3 平成18年4月1日からこの規則の施行の日までに、市町村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例による改正前の旧条例の規定に基づいて介護補償を支給された者で改正後の新条例及びこの規則の規定による介護補償を受けることとなるものについては、旧条例の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例及びこの規則の規定による介護補償の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則第10条の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則第10条の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者の、第6条第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(様式省略)

別表第1(第7条関係)

傷病等級	障 害 の 状 態
第1級	1 両眼が失明しているもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃しているもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃しているもの 9 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第2級	1 両眼の視力が0.02以下になっているもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの 4 両上肢を手関節以上で失ったもの 5 両下肢を足関節以上で失ったもの 6 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃しているもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの

	<p>の</p> <p>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの</p> <p>5 両手の手指の全部を失ったもの</p> <p>6 第3号及び第4号に掲げるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの</p>
--	---

別表第2（第8条関係）

障害等級	障 害
第1級	<p>1 両眼が失明したもの</p> <p>2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの</p> <p>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p> <p>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p> <p>5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>6 両上肢の用を全廃したもの</p> <p>7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>8 両下肢の用を全廃したもの</p>
第2級	<p>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>2 両眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</p> <p>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの</p> <p>5 両上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>6 両下肢を足関節以上で失ったもの</p>
第3級	<p>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの</p> <p>2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの</p> <p>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの</p> <p>5 両手の手指の全部を失ったもの</p>
第4級	<p>1 両眼の視力が0.06以下になったもの</p> <p>2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>3 両耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>6 両手の手指の全部の用を廃したもの</p> <p>7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</p>
第5級	<p>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>4 1上肢を手関節以上で失ったもの</p>
	<p>5 1下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>6 1上肢の用を全廃したもの</p> <p>7 1下肢の用を全廃したもの</p> <p>8 両足の足指の全部を失ったもの</p>
第6級	<p>1 両眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p>

	<p>7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>8 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの</p>
第7級	<p>1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>6 1手の母指を含み3の手指を失ったもの又は母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>10 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>11 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>12 女子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>13 両側の睾丸を失ったもの</p>
第8級	<p>1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>2 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>3 1手の母指を含み2の手指を失ったもの又は母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>4 1手の母指を含み3の手指の用を廃したもの又は母指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>8 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>9 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>10 1足の足指の全部を失ったもの</p>
第9級	<p>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 1眼の視力が0.06以下になったもの</p> <p>3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>9 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>12 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>13 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p>

	<p>1 5 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>1 6 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第10級	<p>1 1眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>2 正面視で複視を残すもの</p> <p>3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>7 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>9 1足の第1の足指又は他の四の足指を失ったもの</p> <p>10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第11級	<p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>7 脊柱に変形を残すもの</p> <p>8 1手の示指、中指又は環指を失ったもの</p> <p>9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
第12級	<p>1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>5 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>8 長管骨に変形を残すもの</p> <p>9 1手の小指を失ったもの</p> <p>10 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</p> <p>11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>13 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>14 男子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>15 女子の外貌に醜状を残すもの</p>
第13級	<p>1 1眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの</p> <p>5 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>7 1手の小指の用を廃したもの</p> <p>8 1手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>9 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの</p>

	10 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 11 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの 6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの 10 男子の外貌に醜状を残すもの

別表第3 (第9条関係)

介護を要する状態の区分	障 害
常時介護を要する状態	1 別表第1第1級の項第3号又は別表第2第1級の項第3号に該当する障害 2 別表第1第1級の項第4号又は別表第2第1級の項第4号に該当する障害 3 前2号に掲げるもののほか、別表第1第1級の項又は別表第2第1級の項に該当する障害であって、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
随時介護を要する状態	1 別表第1第2級の項第2号又は別表第2第2級の項第3号に該当する障害 2 別表第1第2級の項第3号又は別表第2第2級の項第4号に該当する障害 3 別表第1第1級の項又は別表第2第1級の項に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの

別表第4 (第10条関係)

介護を要する状態	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が177,950円を超えるときは、177,950円)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が81,290円以下であるときに限る。)	月額81,290円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が88,980円を超えるときは、88,980円)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が40,600円以下であるときに限る。)	月額40,600円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)